2024年度 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会事業計画

「基本理念]

ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす

[事業方針]

人口減少、少子高齢化が進む中、団塊世代が後期高齢期を迎える2025年は、目前となり、 高齢者人口がピークとなる2040年問題への対応が急務となっています。

未だ終東が見えない新型コロナウイルス感染症の流行は、雇用形態や経済基盤が不安定な世帯を直撃し、生活困窮者の顕在化や社会的孤立の課題が深刻化するなどコロナ禍における生活様式は人々のふれあいや交流を制限し、従来の地域福祉活動は制約を余儀なくされてまいりました。

こうした中、すべての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、社会福祉協議会が地域福祉において果たす役割は大きいものとなっています。

地域福祉推進の中核的役割を担っている本会は、住民主体の理念のもと、地域住民、関係団体、社会福祉施設、行政、企業などとの連携と協働をさらに強め、これまで地域が培ってきたつながりを途絶えさせない取組みや孤立をつくらない取組みを促すとともに、高齢者や生活困窮者の暮らしについて、福祉関係者にとどまらない多様な関係者と手を携え、本巣市に合った福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

[重点計画]

1 福祉啓発事業

孤立しがちな状況にある方への理解や支えるために何ができるのかを地域で考えるきっか けづくりの講演会等の開催により見守る地域づくりの啓発に努めます。

2 地域とつながる地域座談会

自治会やふれあいサロン、各種団体に地域の現状や福祉サービスの紹介を行い、必要な情報が市民に届くように努めます。また、地域に出向き市民のニーズや困りごとを聞き、現在のサービスの見直しを進め、地域と一緒に問題解決に取り組みます。

3 ボランティア活動と市民協働の推進

地域住民によるボランティアの活性化を図るため、地域福祉事業やボランティア事業を通じて福祉教育や地域住民同士が支え合う事業を推進します。 また、災害にも強いまちづくりを目指し、減災や災害ボランティアセンターについて研修会を行います。

4 公的サービスの提供や相談支援体制の充実

介護保険法に基づくケアプランの作成やホームヘルパーの派遣、障害者総合支援法に基づく 就労継続支援B型事業や特定相談事業など市民が安心して公的サービスを利用できる体制づ くりを維持し、本巣市や地域包括支援センターと連携を強化しながら福祉サービスと相談支援 体制を充実させます。

5 重層的支援体制整備事業(新規事業)※市受託

本巣市内における既存の福祉サービスを利用しても、高齢者、障がい者、生活困窮といった 分野別の体制では対応しきれないような複雑化した福祉課題や社会的弱者に対応するため、支 援機関の役割分担を図るなどの方向性を定め、重層的支援体制整備事業の中核を担う総合的な 相談支援体制を構築します。

【一般福祉事業】

| 事業名 | 1 法人運営事業 |
|------|------------------------------------|
| 事業形態 | 市補助事業 |
| 事業内容 | (1) 組織体制の充実 |
| | ①役員等による会議の開催 |
| | ・理事会の開催(年3回~4回) |
| | ・評議員会の開催(年3回) |
| | ・監査会の開催(年2回) |
| | ・評議員選任・解任委員会の開催(年1回~2回) |
| | ②職員による会議 |
| | 事務連絡調整会議(月1回) |
| | • 各担当者会議(随時) |
| | (2) 財政基盤の強化 |
| | ①一般会費、賛助会費の加入促進を行います。 |
| | ②適正な予算執行及び経費の削減や見直しを行います |
| | ③広告掲載料収入の増収を図ります。 |
| | (3)情報提供 |
| | ①広報なごみを発行(年4回)します。 |
| | ②ホームページやSNS等で情報提供します。 |
| | (4)被災者援護金の支給 |
| | ①火災により被災された方への援護金(見舞金)を支給します。 |
| | |
| | |
| 事業名 | 2 地域福祉推進事業 |
| 事業形態 | 社協単独事業 |
| 事業内容 | (1)福祉車輛貸出事業 |
| | 外出が困難な市民に対し、車輌の貸し出しを行うことにより、買い物や通院 |
| | などの日常生活の便宜を図るとともに、行事の参加や行楽の機会を提供しま |
| | す。 貸出車輛:普通車1台・軽ワゴン車3台 |
| | (2)福祉用具貸出事業 |
| | ①介護福祉用具を貸し出します。また、既に貸し出している用具に対するメ |
| | ンテナンスを行います。 |
| | ②福祉教育用具を貸し出します。(車いす、高齢者疑似体験セット等) |
| | ③地域福祉用具を貸し出します。(レクリエーション用具等) |
| | (3) 高額療養費貸付事業 |
| | 入院又は通院による高額療養費支給制度に該当する方に対し、経済的な支援 |
| | |
| | と手続きを行います。 |
| | と手続きを行います。 (4) ボランティアセンター事業 |
| | 1 |
| | (4) ボランティアセンター事業 |
| | (4) ボランティアセンター事業 ①くらしつなぎあい事業 |

- ②ボランティア登録団体に対し、相談や活動支援を行います。
- ③ボランティア活動の情報提供を行います。
- (5) ボランティアスクール

小中学生を対象に、高齢者や障がい者に対する理解を深めるため、福祉体験 学習を通して、児童生徒の「福祉の心」を育む機会を作ります。

(6) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えることを目的に、生活福祉資金貸付の相談や申請代行を行います。

緊急小口資金等の特例貸付借受人の内、償還が困難な人に対し、生活状況等をアセスメントし、県社協と連携しながら償還猶予や償還免除の対応を含めて必要な支援を行います。

(7) 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

高齢や障がいなどで金銭管理や各種手続き等日常生活に不安を感じる方に対し、生活支援員が支援を行います。

生活支援員の新たな人材発掘を行います。また、情報共有・意見交換会を開催します。

- ① 利用者・・・認知症高齢者8名 精神障がい者2名 計10名
- ②生活支援員・・5名
- (8) 生活困窮者小口資金貸付事業

ライフラインの復旧や就労支援の際の費用を一時的に貸付し支援します。

(9) 食料支援事業 (フードバンク)

市民に対し食料提供依頼を継続します。より多くの協力が得られるよう、協力企業を募り支援を呼びかけます。また、提供された食品を、生活困窮で食料支援を必要としている人、または団体等に支給できるようにします。

(10) 地域のネットワークづくり事業

市内の福祉施設や企業と繋がりを持ち、地域の課題を一緒に考え、地域を支えていけるしくみづくりを行います。

(11) 地域座談会 新規

自治会やサロン、各種団体に声をかけ、地域に出向き、市民のニーズや困り ごとを聞き、現在のサービスの見直し、事業の拡大に繋げます。

(12) みんなでつながるSDGS 新規

社協職員がSDGSを学び、市役所、企業、事業所、住民等と連携を図り、 福祉課題の把握と解決に向けて地域の関係づくりを行います。。

(13) 災害・減災研修会

本巣市と連携し、自治会長、自治会役員等を対象に、災害時の心構えや準備、防災に対する意識付けや啓発活動、災害ボランティアセンターの理解と協力を深めるため、研修会及び養成講座を開催します。また、災害に遭われた被災地の支援を市民や各種団体と一緒に行います。

| 古光力 | 2 4日首人町八事光 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 事業名 | 3 共同募金配分事業 |
| 事業形態 | 県共同募金会配分金事業 (1) ないないないなりない事業 |
| 事業内容 | (1) ふれあいいきいきサロン事業 |
| | 各自治会の公民館等を利用し、高齢者の集いの場を提供します。職員がサロンスを出力されている。本民の日々でよりにあっては、世界に関係が関する。 |
| | ンに出向き、市民の困りごとなどニーズを把握し、関係機関・事業等に繋げて |
| | いきます。また、サロン代表者に対し、社協が有するレクリエーション用品の |
| | 使い方や他地域のサロンの活動状況を提供します。 |
| | サロン: 49サロン |
| | (真正:21 サロン、糸貫:16 サロン、本巣:9 サロン、根尾:3 サロン) |
| | (2) 広域サロンの開催 |
| | 自治会の枠を越えて誰でも参加できるいきいきサロンを開催します。 |
| | 2地域を3回ずつ実施 (2) 京粋者やくまれまります。 |
| | (3) 高齢者ぬくもり訪問事業 75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認等見守り訪問を年5回 |
| | |
| | (4)買い物支援事業 |
| | 高齢者等で買い物に不便を感じている方に対し、買い物支援サービスを実施 |
| | します。また、6自治会の運営ボランティア及び運転手が集まり、年1回情報 |
| | 交換を行い、より利用しやすい事業に努めます。 |
| | ①高砂町自治会・・・・・毎月第2、4金曜日 |
| | ②神明自治会・・・・・・毎月第1、3木曜日 |
| | ③宝珠ハイツ自治会・・・・毎月第2、4月曜日 |
| | ④仏生寺自治会・・・・・毎月第2、4火曜日 |
| | ⑤根尾 中・越卒自治会・・・毎月第2金曜日 |
| | ⑥木知原自治会・・・・・毎月第3水曜日 |
| | (5) 男性のいきいきライフ事業 |
| | 60歳以上の男性を対象に、集いの場を提供し、各種教室等を通じて新たな |
| | 知識や趣味を見つけ、男性同士の交流を深めていきます。また、教室をきっか |
| | けに男性が地域の力となるよう働きかけをしていきます。事業参加者のその後 |
| | の活動として、男性同士が趣味を通じて集える場所を提供します。 |
| | ①口腔ケア |
| | ②終活セミナー |
| | ③ ノルディックウォーク |
| | ④コーヒーセミナー |
| | (6) クリスマス会の開催 |
| | 障がい者就労支援センター利用者の家族や各種関係機関と一緒にクリスマ |
| | ス会を開催し、活動報告を行いながら、理解と協力を深めます。 |
| | (7)福祉協力校事業 |
| | ①市内の幼児園、小・中学校、学園を福祉協力校に指定し、助成金を支給し |
| I | |

②学校と連携を図るため、担当教諭との連絡会を開催します。

ます。

- ③学校での福祉体験学習の協力や、福祉施設での体験活動受け入れ先等について情報提供をします。
- ④オレンジリング啓発事業等、社会福祉協議会の事業に参加協力を促しま す。

(8) 共同募金運動

助け合いの精神と福祉への参加を呼びかけ、赤い羽根共同募金並びに歳末たすけあい募金運動を行います。

- ①募金運動期間:10月1日から12月31日
- ②戸別募金:10月1日から各自治会の協力により、戸別募金を実施します。
- ③法人募金:法人企業を対象に、募金運動を実施します。
- ④街頭募金:運動期間中に市内ショッピングセンター等にて街頭募金を実施 します。

(9) ふくしふれあい事業

市内の行事やイベント等に参加し、福祉についての情報提供、事業PRを行います。

(10) 広報誌事業 新規

福祉情報をわかりやすく、見やすい情報冊子を作成します。

(11) 福祉啓発事業 新規

市民を対象に、孤立しがちな状況にある人を見守る地域づくりへの参加と理解を目的として講演会を開催します。

事業名 4 本巣市在宅福祉事業

事業形態

市受託事業

事業内容

(1) ミニデイサービス事業

真正老人福祉センター及び本巣老人福祉センターの入浴施設を市内在住の

- 60歳以上の方を対象に無料で開放し、市民の憩いの場として提供します。
 - ①真正老人福祉センター:毎週月曜日・木曜日(祝日を除く)
 - ②本巣老人福祉センター:毎週火曜日・金曜日 (" ")
- (2) 障害者社会参加促進事業

心身障がい者の交流会を開催し、心身に障がいのある方と各地域の就労支援センター及び事業所との交流を深めます。

事業名

5 生活困窮者自立支援事業

事業形態

市受託事業

事業内容

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。気軽に相談できる「LINE相談」を行い、生きづらさを抱えた方の居場所づくりに努め、就労準備支援の体制づくりに取り組みます。

- ①自立相談支援・・生活困窮状態から早期脱却できるよう相談・支援を行います。
- ②家計改善支援・生活費の状況を把握し、家計改善支援を行います。

③就労準備支援…就労に必要な力を養いながら、社会参加や就職を支援します。 支援プラン作成利用者・・・5名 ④広報・周知活動‥本巣市主催の行事内で、相談窓口やLINE相談についての チラシを配布し、生活困窮者の早期把握・支援に繋げます。 事業名 介護予防・日常生活支援総合事業 事業形態 市受託事業 事業内容 (1) 一般介護予防事業 市内在住の概ね65歳以上の高齢者を対象に、各地域において転倒予防教室 を開催します。介護予防サポーター養成講座を修了したサポーターが、ボラン ティアとして教室運営の協力を行います。 開催日:各地域で毎月2回ずつ開催 対象者:市内在住の概ね65歳以上の方 (2)介護予防・生活支援サービス事業 介護が必要になる可能性が高い方に対し、生活機能の向上を図り、要介護状 態にならないよう、介護予防教室を行います。 ・キラリ元気アップ教室:各地域で毎週開催 体操・理学療法・介護予防・歯科・音楽療法など ・体力測定・MMSEを実施(年1回) 介護予防サポーター養成講座を修了したサポーターが、ボランティアとし て参加者の見守りを行います。 事業名 ふれあいホーム事業 事業形態 市受託事業 障がい者就労支援センターみつば、杉の子、ほたるの利用者が将来、自立した生 事業内容 活を送れるよう、月に5回程度交替で2人ずつ利用し、世話人支援のもと一緒にア パートで宿泊する共同生活体験を行います。 事業名 8 個別避難計画作成事業 事業形態 市受託事業 事業内容 高齢者や障がい者等で避難行動要支援者名簿に掲載されている人に対し、避難先 や避難時にどのような配慮が必要かを聞き取りし、個別避難計画を作成します。 この計画を基に、地域の支援者と情報共有することで、普段の見守りや災害時の 避難支援準備を進めていきます。 対象者・・・①単身世帯で「要介護度3以上」の要介護者 ②単身世帯で「75歳以上」の高齢者 ③単身世帯で「身体障害者手帳1、2級」「療育手帳 A1、A2」 「精神障害者保健福祉手帳1級」の障がい者 ④その他、災害時支援が必要で、高齢者や障がい者等などの避 難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に自ら 登録を希望し掲載されている人

| 事業名 | 9 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業) |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業形態 | 市受託事業 |
| 事業内容 | 地域の社会資源を情報収集し、活用できるよう更新します。また、訪問型サービス等で、不足しているサービスを提供している関係機関や介護予防サポーター等による生活体制整備に向けた検討、調整を行います。 第2層協議体の充実に向け、他市町の活動等を情報収集し、協議体メンバーと情報を共有します。また、関係者や関係機関、各種団体等との連携、ネットワークを構築し、生活支援ニーズの把握と今後の体制づくりについて住民と一緒に検討します。各地域の活動報告とネットワーク構築を目的に全体会を年1回開催します。 |
| 事業名 | 10 認知症総合支援事業 |
| 事業形態 | 市受託事業 |
| 事業内容 | (1)認知症初期集中支援推進事業 認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員を配置し、認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、早期診断・早期対応に向けた相談・支援を行います。 (2)認知症地域支援・ケア向上 認知症の普及啓発として、市内の小学校や企業等を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。また、キャラバンメイトと意見交換する場を設け、認知症サポーターの活動を支援するフォローアップに取り組みます。 市内の認知症カフェの設置・運営支援を行います。また認知症カフェの参加者やその家族による認知症等の相談に随時対応・支援します。 認知症家族介護教室を開催し、認知症の方を介護している家族が認知症について正しく理解し、知識を高めるとともに、介護者同士の情報交換の場を提供します。 アルツハイマー月間に合わせ、福祉協力校と連携し、認知症の理解を広めるオレンジリング啓発事業を実施します。 |
| 事業名 | 11 重層支援体制整備事業(新規事業) |
| 事業形態 | 市受託金 |
| 事業内容 | 地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応する包括的な相談支援体制 を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、 重層的支援体制整備事業の中核を担う総合的な相談支援体制を構築します。 |

【公 的 福 祉 事 業】

| 事業名 | 1 介護保険事業 |
|------|-------------------------------------|
| 事業形態 | 社協単独事業 |
| 事業内容 | (1) 訪問介護事業 |
| | 介護保険の要介護、要支援認定を受けた方に対し、その能力を生かし、自立 |
| | した生活が送れるようホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事介助 |
| | 等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活介護を行います。 |
| | |

(2) 本巣市居宅介護支援センター

①居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

介護保険の要介護認定を受けた方及びその家族の依頼を受けて、介護支援専門員(ケアマネジャー)が自宅を訪問し、その方の意向、心身の状況、生活環境等を勘案し、自立した日常生活を営むために必要なサービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。また、利用者及び介護者がいつでも相談できるよう365日24時間体制で在宅生活の支援を行います。

②介護予防プランの作成

介護保険の要支援認定を受けた方に対して、地域包括支援センターからの委託により、介護予防プランの作成を行います。

事業名

2 地域包括支援センター事業

事業形態

もとす広域連合受託事業

事業内容

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

①介護予防対象者の把握

本人や家族からの相談、地域住民や関係機関からの情報提供により要支援者を把握し、本人の状態にあった介護予防活動に繋げます。

以前基本チェックリストに該当した事業対象者で、現在介護予防教室に参加 していない人に対して追跡調査を行い、要支援者の早期把握に努めます。

②介護予防普及啓発

介護予防教室や地域のサロン、集いの場等に出向き、介護予防の啓発活動を 行います。また、介護予防手帳を活用し、介護予防への意識向上、セルフケア マネジメントの定着を図ります。

③地域介護予防活動支援

介護予防サポーター養成講座の運営と参加者のネットワークづくりに努めるとともに、修了者の活動状況及び課題の把握、活動できる場の充実に取り組みます。

サポーターズクラブの定期勉強会をクラブ員や市と協力して、企画・調整します。また、定期勉強会の運営をサポートし、クラブの活動状況の把握に努めます。

(2)総合相談支援事業

高齢者やその家族などからの総合相談に対して必要な支援が受けられるように対応します。北部地域の住民が相談しやすいように、根尾分庁舎にて福祉の相談窓口を開設します。また、虐待などの緊急的な相談対応が必要な場合に備え、時間外対応の体制を整備します。

地域包括ケアシステム構築のために関係機関の連携強化を図りながら、ネットワークを構築します。また、相談窓口としての啓発を継続的に行う為、出前講座を行います。

相談窓口では、住民からの相談に対応できるよう、また住民が社会資源を活用できるよう、市内の社会資源情報を収集し、情報小冊子を作成し、各相談窓口や民生委員、医療機関、75歳以上のひとり暮らし高齢者に配布します。

(3) 権利擁護事業

- ①高齢者虐待に関する相談には、関係機関と連携し支援します。
- ②消費者被害の防止の為、関係機関と連携し、啓発を行います。
- ③成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

個々の介護支援専門員へのサポートを行い、困難ケースなどは必要に応じて 地域ケア会議等に繋げます。また、市内の介護支援専門員勉強会を定期的に開催し、事例検討や制度・施策に関する確認、情報交換等のネットワーク構築を 図ります。

多職種・多機関による地域ケア会議を定期的に開催し、地域課題の抽出、介 護支援専門員の知識向上を図ります。

(5) 指定介護予防支援事業

要支援認定を受けられた方に対し、予防給付に関するケアマネジメントを行います。

事業名 3 障がい福祉事業

事業形態

社協単独事業

事業内容

(1) 障がい者就労支援センターみつば・杉の子・ほたる

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

また、公共交通機関体験学習や、障がい者雇用企業・グループホーム等の見学を行い、社会に関心を持ち、就労意欲に繋げるとともに運動不足の解消及び体力維持に取り組み、生活習慣病予防など健康維持増進を図ります。

- (2) 障がい者相談支援事業 (障がい福祉サービス等の利用計画作成)
 - サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援を行い、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。
- (3) 障害者居宅介護給付事業 (障がい者ホームヘルプサービス)

障がい者が日常生活や社会生活を営む上で必要な介護を障がい者の家庭に ホームヘルパーが訪問し、支援提供します。

【指定管理事業】

| 事業名 | 1 指定管理事業 |
|------|------------------------------------|
| 事業形態 | 市受託事業 |
| 事業内容 | (1) 老人福祉センターの管理運営(真正、本巣老人福祉センター) |
| | 老人の健康増進及び文化活動のための場を提供し、憩いと交流の場を提供し |
| | ます。 |
| | ①真正老人福祉センター 月曜日から土曜日開館(祝日を除く) |
| | ②本巣老人福祉センター 月曜日から金曜日開館(祝日を除く) |
| | |

(2) 糸貫ぬくもりの里の管理運営

市民の健康づくりと高齢者に対する在宅福祉の充実を図るとともに、市民の地域福祉活動及び文化活動を振興し、会議室やホールの貸し出しを行います。

(3) 障がい者就労支援センター (みつば、杉の子) の管理

障がい者就労支援センターが円滑に運営できるよう施設整備の管理を行います。

指定管理については、どの施設も新型コロナウイルス感染予防対策を徹底 し、安心してご利用いただけるよう努めます。